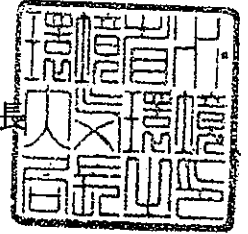




環水大水発120525002号
 環水大土発120525003号
 平成24年5月25日

都道府県知事 殿
 水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第14号。以下「改正施行規則」という。）及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第15号。以下「改正排水省令」という。）が、平成24年5月23日に公布された。また、これに伴い、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第84号）、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第85号）、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第86号）、水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第87号）及び水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第88号）も同日に公布された。これらの政令、省令及び告示は、いずれも平成24年5月25日に施行されたところである。

今回の改正は、1,4-ジオキサンを水質汚濁防止法（昭和45年法律138号。以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「有害物質」という。）に追加すること及び界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）等を特定施設に追加することにより、1,4-ジオキサンに係る排水規制、地下浸透規制等を行うこと、トランス1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーを有害物質に追加することにより、これらの物質に係る地下浸透規制等を行うこと等の措置を講ずるものである。これらの措置により、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令等の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 水質汚濁防止法施行令等の改正の趣旨



環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に基づく環境基準について、平成21年11月30日に水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成21年11月環境省告示第78号)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成21年11月環境省告示第79号)が公布され、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準(以下「水質環境基準」という。)として、1,4-ジオキサンの1物質が、地下水の水質汚濁に関する環境基準(以下「地下水環境基準」という。)として、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの3物質が追加された。

このことを踏まえ、公共用水域又は地下水の水質汚濁を防止するため、平成23年2月18日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第1次答申)」が、平成24年3月7日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第2次答申)」が、中央環境審議会から答申された。

また、平成23年6月22日に水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号。以下「改正法」という。)が公布され、平成24年6月1日から施行されることとされており、施行にあわせ、答申を踏まえた改正を行うこととしたものである。

第2 改正の内容

1 有害物質の追加関係

(1) 有害物質の追加

有害物質として、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)第2条に追加した。なお、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、シス-1,2-ジクロロエチレンが既に規定されていたことから、両者を合わせて、1,2-ジクロロエチレンとして規定している。また、有害物質の追加に伴い、法第2条第4項に基づく令第3条の3に規定する指定物質のうち、上記物質を削除した。

(2) 特定施設の追加

1,4-ジオキサンが有害物質に追加されたことに伴い、これを排出する施設である「界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)」を法第2条第2項に規定する特定施設とし、令別表第1第38号の2として追加するとともに、「エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)」を令別表第1第66号の2として追加することとした。

具体的に対象となる施設としては、前者については、界面活性剤製造業において用いられる反応施設のうち、当該施設において、1,4-ジオキサンが発生するものが対象となり、同物質が発生しないものは対象とならない。また、排水の発生について規制するという観点から、当該施設のうち、洗浄装置を有しているものに限られる。後者については、混合施設において、エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンがそれぞれ単独で用いられる場合や両物質が同時に用いられる場合の当該施設がその対象となる。

2 排水基準関係

(1) 排水基準の追加等

今回有害物質として追加した物質のうち、1,4-ジオキサンについては、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を測る観点から、法第3条第1項に基づく排水基準（以下「一般排水基準」という。）の値を改正排水省令に示すとおりとした。

(2) 暫定排水基準

一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正排水省令の施行の日から3年間（平成27年5月24日まで）に限って適用する暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定した。ただし、ポリエチレンテレフタレート製造業に属する工場又は事業場にあつては、暫定排水基準の適用を2年間（平成26年5月24日まで）とする。

令別表第1第74号いわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場等については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとした。

一の特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとした。

下水道業に係る排水基準については、感光性樹脂製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有する下水道業のうち、一定の要件をみたすものについて、暫定排水基準を適用することとした。

暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正排水省令の施行の日から3年後（ポリエチレンテレフタレート製造業にあつては2年後）に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いしたい。

(3) 適用猶予

改正排水省令に基づく排水基準（一般排水基準及び暫定排水基準）は、改正排水省令の施行の日以後新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、改正排水省令の施行の際現に特定施設を設置（設置の工事を行っているものを含む。）している特定事業場については、法第12条第1項の適用を一定期間猶予することとした。猶予期間は、改正排水省令施行の日から6月間（平成24年11月24日まで。令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間（平成25年5月24日まで。））である。ただし、改正排水省令の施行の際に、すでに地方公共団体の条例の規定で1,4-ジオキサンに関し法第12条第1項の規定に相当するもの（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）が適用されている特定事業場については、適用猶予の対象としないこととした。

3 指定物質関係

事故時の措置の対象を拡大するため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）が平成23年4月1日から施行されたところであり、その内容については、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年3月16日付け環水大大発第110316001号、環水大水発第110316002号環境省水・大気環境局長通知）別紙2第1及び第2において記載されてい

るところであるが、今回、指定物質として、クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及びフェノール類及びその塩類を新たに追加することとした。

これらの物質については、平成23年2月18日に中央環境審議会より答申された「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」において指定物質として対象とすべき物質として記載されていたところであるが、水質事故の発生情報等につき、更に情報を集めるべき等の考えから、昨年の水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第22号）では定めなかったところである。今般、それらの情報を勘案し、指定物質として追加することとした。

4 地下水関係

(1) 地下浸透規制

今回有害物質として追加した物質を含み、かつ、法第8条の環境省令で定める要件に該当すると判断される特定地下浸透水は、他の有害物質を含む特定地下浸透水と同様、法第12条の3に基づき地下浸透を禁止することとした。この規制は既に設置されている特定施設に係る特定地下浸透水であっても、改正政令の施行の日から適用されることとなるので留意されたい。なお、当該規制は平成元年の法改正により設けられた規定であり、平成24年6月に導入される構造等に関する基準については、後掲することにつき、留意されたい。

(2) 構造等に関する基準

改正法による改正後の法第12条の4の規定に基づき、今回有害物質として追加した物質も含め、有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（当該施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）、又は今回有害物質として追加した物質も含め、有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設であって当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならないこととされている。具体的な基準等については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年環境省令第3号）及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成24年3月27日付け環水大水発第120327003号、環水大土発第120327002号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

なお、改正法が施行される平成24年6月1日の時点で今回有害物質として追加した物質を製造し、使用し、若しくは処理する既設の特定施設又は貯蔵する既設の貯蔵施設は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当することになるので、当該有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、平成27年5月31日までは構造等に関する基準は適用されない。

(3) 点検、記録及び保存

改正法による改正後の法第14条第5項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、定期的に点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならないこととされている。

具体的な方法等については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」を参照されたい。また、点検の結果の記録においては、点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設、点検年月日、点検の方法及び結果、点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名並びに点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じた時は、その内容を記録し、点検した日から起算して3年間保存しなければならない。なお、改正法が施行される平成24年6月1日の時点で現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）についても、改正法の施行の日から点検、記録、保存の義務は適用されることに留意する必要がある。

(4) 浄化基準

法第14条の3第1項の規定に基づき、今回有害物質として追加した物質に係る基準値を改正施行規則に示す値とした。なお、1, 2-ジクロロエチレンに係る基準値は、シス-1, 2-ジクロロエチレンとトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量であることに留意されたい。

5 検定方法等関係

排水、特定地下浸透水等に係る1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1, 4-ジオキサンの検定方法及び測定方法について、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第86号）、水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第87号）及び水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第88号）に定める検定方法及び測定方法を採用することとした。

具体的には次のとおりである。

(1) 1, 2-ジクロロエチレンの検定方法等について

有害物質として、既に規定されていたシス-1, 2-ジクロロエチレン（以下「シス体」という。）に加え、トランス-1, 2-ジクロロエチレン（以下「トランス体」という。）が追加されたことを踏まえ、シス体、トランス体それぞれの検定方法等について、シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法を採用することとした。

(2) 塩化ビニルモノマーの検定方法等について

地下水の水質汚濁に係る環境基準に設定された際に規定された測定方法である「パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法」に加え、他の揮発性有機化

合物との同時分析（1,4-ジオキサンを除く）が可能な方法である「ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法」を採用することとした。

なお、この方法については、あわせて、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）別表の測定方法として採用することとした。

(3) 1,4-ジオキサンの検定方法等について

水質環境基準及び地下水環境基準に設定された際に規定された測定方法である「活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法」に加え、他の揮発性有機化合物との同時分析（揮発性の高い塩化ビニルモノマーを除く）が可能な方法である、「パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法」及び「ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法」によることとした。

なお、これらの方法については、あわせて、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表1及び地下水環境基準告示別表の測定方法として採用することとした。

表 排水、特定地下浸透水等に係る検定方法及び測定方法並びに水質環境基準及び地下水環境基準に係る測定方法

| 項目 | 検定方法及び測定方法 |
|--------------|--|
| 1,2-ジクロロエチレン | シス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| 塩化ビニルモノマー | ・パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ・ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 |
| 1,4-ジオキサン | ・活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 ・パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ・ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 |

6 事故時の措置

改正政令において新たに有害物質に追加された3物質は、他の有害物質と同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、それらの物質の製造等を行う特定事業場に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

第3 その他の留意事項

1 特定施設及び有害物質使用特定施設に係る届出について

改正政令の施行に伴い、新たに特定施設となった施設（設置の工事を行っているものを含む。）については、法第6条第1項に基づく届出が必要となる。

2 令別表第1の特定施設の号の変更について

改正政令において、「エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）」を令別表第1第66号の2として追加することとしたことに伴い、改正前の令別表第1第66号の2から第66号の7はそれぞれ第66号の3から第66号の8となるので留意されたい。